

# トピックス③ 働く女性の母性健康管理に関する諸制度

男女雇用機会均等法では、事業主の義務として働く妊娠婦の母性健康管理について次のように定めています。

1. 事業主は、女性労働者が妊娠婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

①妊娠中の健康診査等回数（原則）

妊娠23週までは……………4週間に1回

妊娠24週から35週までは…2週間に1回

妊娠36週以後出産までは……1週間に1回

ただし、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示に従って必要な時間を確保することができるようにしなければなりません。

②産後（出産後1年以内）、医師等の指示に従って必要な時間

2. 妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が、受けた指導事項を守ることができるようにするために、事業主は、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。

●指導事項に応じた措置には次のようなものが考えられます。

①妊娠中の通勤緩和→時差通勤、勤務時間の短縮等の措置

②妊娠中の休憩→休憩時間の延長、休憩回数の増加等の措置

③妊娠中又は出産後の症状等への対応→作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の措置

※上記1、2による健康診査等受診の時間や勤務時間の短縮、休憩、休業など、実際に勤務しなかった時間分の賃金については、労使で話し合って決めることが望されます。

## 母性健康管理指導事項連絡カードを利用しましょう！

このカードは、妊娠中及び出産後の女性労働者が医師等から指導を受けた場合、その指導内容や職場で講じるべき措置の内容について事業主への的確に伝えるためのカードです。

厚生労働省ホームページから様式をダウンロードすることができます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyoukintou/seisaku05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyoukintou/seisaku05/index.html)

★母性健康管理措置について詳しくは、

「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」<http://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

妊娠・出産、産前産後休業の取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています

労働基準法では、女性労働者の母性保護のため次のように定めています。

- ◆産前は女性が請求した場合は、6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から取得できます。
- ◆産後は原則として出産の翌日から8週間、女性を就業させることはできません。  
ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。
- ◆妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務に転換させなければなりません。
- ◆妊娠婦等については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。
- ◆変形労働時間がとられる場合でも、妊娠婦が請求した場合は、1日8時間及び1週間について40時間を超えて労働させることはできません。
- ◆妊娠婦が請求した場合は、時間外労働、休日労働及び深夜業をさせることはできません。
- ◆生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができます。

(表)  
母性健康管理指導事項連絡カード

事業主 殿 合和 年 月 日

医療機関等名

医師等氏名

下記の1の者は、健診検査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名	妊娠週数	分娩予定期	年	月	日
----	------	-------	---	---	---

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症状等	指導項目	標準措置
つわり	症状が著しい場合	勤務時間の短縮 休業（入院加療）
妊娠貧血	Hb9g/dl以上11g/dl未満	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 休業（自己療養）
妊娠貧血	Hb9g/dl未満	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 休業（自己療養）
子宮内胎兒発育遅延	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 休業（自己療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）	重症	休業（自己療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）	重症	休業（自己療養又は入院加療）
妊娠浮腫	軽症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮 休業（入院加療）
妊娠蛋白尿	重症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮 休業（入院加療）
妊娠高血圧 (妊娠中毒症)	高血圧が見られる場合 高血圧に蛋白尿を伴う場合	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮 休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）	軽症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 休業（自己療養又は入院加療）

(裏)

症状等	指導項目	標準措置
静脈瘤 脛骨	症状が著しい場合	長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横にしての休憩
妊娠中にかかりやすい病気	症状が著しい場合	長時間の立作業、腰に負担される作業の制限又は同一姿勢を強制される作業の制限
腰痛症	膀胱炎	長時間の立作業場所を離れることできない作業、寒い場所での作業の制限

多胎妊娠（胎数）	産後の回復不全	軽症	重症	休業（入院加療）
				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合は、特に慎重な管理が必要

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。	3 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間）間に○を付けてください。	4 その他他の指導事項（措置が必要である場合は○を付けてください。）
	1週間（月 日～月 日）	妊娠中の通勤緩和の措置
	2週間（月 日～月 日）	妊娠中の休憩に関する措置
	4週間（月 日～月 日）	
	その他（ ）	

（記入上の注意）

- (1)「4 その他他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況に応じての指導が必要な場合、○印をご記入下さい。
- (2)「4 その他他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況に応じての指導が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

年 月 日

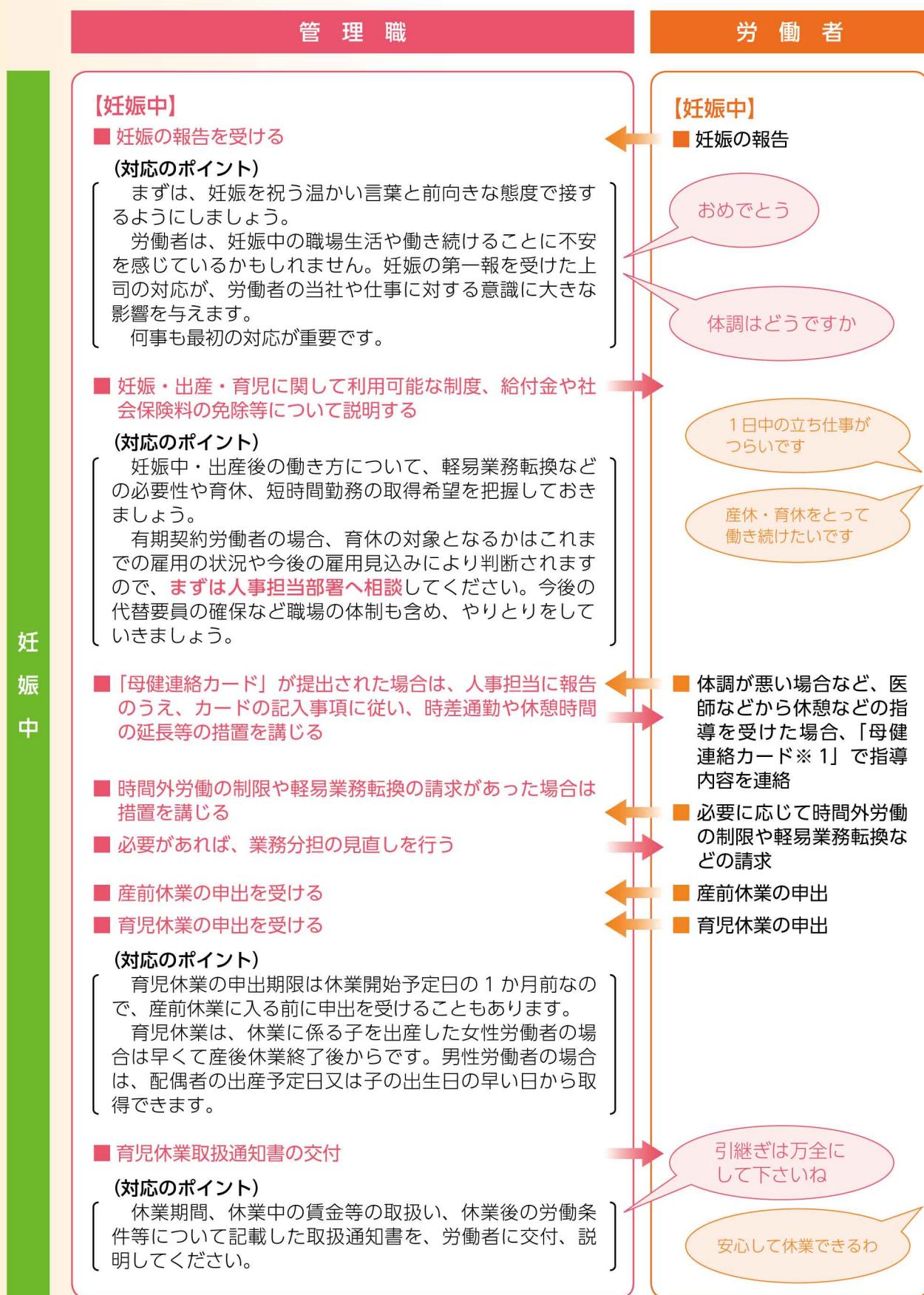
所属

氏名

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

# トピックス④ 妊娠から産休、育休、復職までの



※1 正式名称は「母性健康管理指導事項連絡カード」といいます。

※2 妊娠・出産・育児に関して利用可能な各制度の内容は、23ページを参照してください。

# 労務管理のポイント



- ◆ 管理職のみなさんと人事担当部署、労働者間の連絡を密にして、労働者の妊娠・出産・育児と仕事の両立に伴う不安を取り除き、当社の戦力として活躍してもらいましょう！
- ◆ 妊娠・出産した労働者に対する上司・同僚からの嫌がらせを放置すると、事業主責任を問われます。気がついたこと、困ったことがあればいつでも人事担当部署までご相談ください。